◇◇◇ アイネス消費生活情報 No.215 2019.8.20 ◇◇◇ 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

■平成30年度消費生活相談概要

平成30年度に県消費生活センター(アイネス)で受け付けた消費生活相談件数は3,045件で、前年度同期に比べて389件、率では11.3%減少しています。昨年度に比べれば減少したものの、架空請求はがきに関する相談が多くありますのでご注意ください。

アイネスに寄せられた苦情相談は、年代別では、70歳以上が663件と最も多くなりました。続いて60歳代が499件となっており、60歳代以上が全体の約4割を占めています。 アイネスに寄せられた苦情相談の多い商品・役務についてみると、近年ワンクリック請求等、インターネットを通じての動画配信サービスや、出会い系サイト、占いサイト等に関する相談が多くありました。

販売購入形態別にみると、電話勧誘販売やマルチ・マルチまがい商法に関する相談が増加 しています。契約の際は十分に注意しましょう。

消費生活センターでは匿名で相談を受け付けています。何かありましたらお気軽にご相談 ください。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内しま す。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン:188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

相談電話:097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

相談電話:097-534-0999

◇ 食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

相談電話:097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)